

統 第 297 号
平成 30 年 8 月 7 日

公益社団法人全日本不動産協会熊本県本部 御中

熊本県企画振興部
交通政策・情報局統計調査課長

平成 30 年住宅・土地統計調査への協力について（依頼）

日頃から、統計行政につきましてはさまざまなご協力をいただきありがとうございます。
ございます。

さて、県では、総務省統計局及び市町村と連携し、平成 30 年 10 月 1 日を基準日として、平成 30 年住宅・土地統計調査を実施します。我が国の住宅に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況や住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を明らかにすることを目的として実施するものです。

本県では、県内全市町村の 3,473 調査区に、1,500 名以上（予定）の指導員及び調査員を設置し、9 月上旬から 10 月下旬までの約 2 カ月間に亘り調査を行う予定です。

つきましては、本調査の円滑な実施のため、次のご協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

1. 空き室状況に係る情報をご提供いただくこと。

調査員は、貴アパート、マンションの各住戸を訪問し、調査票を直接配付しますので、世帯の方と面接できず、各住戸の居住の有無が判明しない場合は、居住者のいない住居（空き室）であっても、何回か訪問させていただくこととなります。総務省統計局が行った過去の調査によれば、このことが管理員の方や居住者の皆様の不審を招く場合があります。

そこで、このようなことがないように、あらかじめ、又は調査実施段階で、地方公共団体や調査員等が、空き室状況の提供について、管理員の方や貴マンションの管理会社（支店・営業所）に依頼させていただくことがありますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

※これは、統計法第 30 条に基づく協力依頼であり、個人情報保護法第 23 条第 1 項第 1 号に定める「法令に基づく場合」に当たり、本人の同意なしの情報提供が認められています。

※調査で知り得た内容は、統計法により厳重に保護され、調査関係者が他に漏らしたりすることは絶対にありません。

2. 貴管理マンション内の掲示板やエレベーターにポスターを掲示させていただくこと。

貴管理マンション等にお住いの方々から、住宅・土地統計調査の趣旨とその実施へのご理解を得るため、掲示板やエレベーターに広報用ポスターを掲示することについて、ご協力をお願いします。

3. オートロックマンションにおける調査員の円滑な調査活動にご協力をいただくこと

オートロックマンションでは、調査員は、共用玄関のインターホン等で連絡を取った上で、マンション内の各住戸を訪問しております。総務省統計局が行った過去の調査によれば、各住戸と共用玄関との往復を繰り返していたところ、かえって管理員の方や居住者の皆様に不審に思われたことがありました。

そこで、場合によっては、調査員が各住戸を訪問する日時（複数日）を事前に連絡させていただいたうえで、訪問当日は、各住戸を連続して訪問させていただくことがありますのでご理解・ご協力をお願いします。

調査員等は、必ず熊本県知事が発行した身分証を携帯しており、求めに応じて提示しなければならないことになっています。不審に感じられた場合には、遠慮なく身分証の提示をお求めください。そのうえで、調査に対しご協力いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先：

熊本県統計調査課

霍本（ツルモト）、上田

Tel:096-333-2179 Fax:096-384-7544

Email:tsurumoto-t-dh@pref.kumamoto.lg.jp